平成２３年（フ）第６０号
愛媛県今治市小泉３丁目４番１号　アーバンコートＢ―103号、前住所愛媛県八幡浜市古町２丁目１番36号301号、前々住所松山市藤原町632―４、前々々住所東大阪市新庄360番地201号
破産者　山本　清宏
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５１８号
高知県南国市東山町３丁目９番２号
破産者　川渕澄江こと　金　　澄江
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４３号
高知市一宮西町４丁目11番29号
破産者　吉岡　玉惠
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４４号
高知市一宮西町４丁目11番29号
破産者　清野　　学
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１５号
高知県土佐市高岡町乙3094番地９　松岡アパート西、住民票上の住所高知県吾川郡いの町天王南９丁目８番地13
破産者　東森多津子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２３号
高知県南国市大埇甲1232番地の３
破産者　梶田　りか
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４５号
福岡県小郡市上西鯵坂238番地３
破産者　遠藤恵美子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６３号
福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地136号
破産者　田中隆一郎
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第７２号
福岡県筑後市大字長浜1524番地　ナーストラヴィ長浜Ｃ棟
破産者　杉本　裕一
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第８４号
佐賀県唐津市西旗町９番13号
破産者　吉村　順子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９０号
長崎県雲仙市小浜町南本町214番地、前住所長崎県雲仙市小浜町大亀712番地48
破産者　吉原真奈美（旧姓中村）
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長崎県南島原市布津町丙3699番地２
破産者　吉岡　幸惠
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲819番地　Ｃ―101、前住所長崎県南高来郡吾妻町古城名138番地
破産者　釣﨑　尚子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長崎県島原市萩原２丁目5131番地
破産者　尾﨑　保子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第６号
神戸市東灘区本庄町２丁目４番24号
再生債務者　松尾　芳幸
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月８日から平成24年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第７号
神戸市東灘区本庄町２丁目４番24号
再生債務者　松尾　明美
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月８日から平成24年３月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４号
福岡県古賀市谷山845番地３
再生債務者　松田　俊明
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月８日から平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１号
茨城県鹿嶋市大字宮中4709番地７
再生債務者　垣内　幸一
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（再イ）第５８号
群馬県前橋市小屋原町854番地８
再生債務者　布施川孝子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再イ）第５９号
群馬県吾妻郡中之条町大字岩本630番地の２
再生債務者　松沢　照美
１　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第１８号
大阪府吹田市岸部北５丁目３番12―1110号
再生債務者　橋本　滋夫
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月５日から平成24年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６号
兵庫県赤穂市長池町79番地　クアトロカサスＡ
再生債務者　穂凡こと　中村由実子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月16日から平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第９４号
広島市安佐南区沼田町大字伴8671番地の３
再生債務者　松並　淳雄
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月９日から平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部